

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和6年2月28日（水）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
定例会の追加提案事項について	3
定例会の日程について	3
本会議の会議録署名議員について	4
議案審査結果報告について	4

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和6年2月28日(水) 午後0時58分～午後1時39分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理 事 吉 田 あ い 理 事 山 田 耕 平 理 事 川原口 宏 之 理 事 松 本 みつひろ	理 事 岩 田 いくま 理 事 ひわき 岳 理 事 安 斉 あきら
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	副 議 長 渡 辺 富士雄	
出席理事者	(なし)	
事務局職員	事 務 局 長 喜多川 和 美 庶 務 係 長 久保井 悦 代 議 会 法 務 担 当 係 長 武 士 清 亮 担 当 書 記 出 口 克 己	事 務 局 次 長 村 野 貴 弘 調 査 担 当 係 長 武 原 進 悟 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男

(午後 0時58分 開会)

吉田理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

吉田理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議録ですが、1月25日、1月31日の2回分について事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは御承認いただきましたので、本日からの公開の扱いといたします。

《定例会の追加提案事項について》

吉田理事 次に、定例会の追加提案事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料1を御覧ください。区長から条例案件1件が提出される予定です。この後開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定でございます。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、この件につきましては、この後開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

《定例会の日程について》

吉田理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料2を御覧ください。区長提出の追加議案及び中間議決に関わる日程の追加です。追加日程は網かけ部分です。この後、午後1時45分から議会運営委員会を開催、午後2時から本会議を開催し、議案上程、採決、追加議案の議案上程、委員会付託の予定です。以上、日程の追加を提案させていただきます。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《本会議の会議録署名議員について》

吉田理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料3を御覧ください。先ほど説明のとおり、第1回定例会の本会議の日程が追加される見込みです。追加日程の会議録署名議員は網かけ部分です。

説明は以上でございます。

吉田理事 この件については、よろしくをお願いいたします。

《議案審査結果報告について》

吉田理事 次に、議案審査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料4を御覧ください。令和6年第1回定例会委員会付託議案審査結果です。

区民生活委員会、議案第4号、以上の1議案については原案を可決すべきものと決定。

以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、本会議において議案審査結果報告書を御確認願います。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

安齊理事 1点、ちょっと議員ポストの使い方の関係でちょっと御意見したいんですけれども。先日、杉並のまちづくりのこれまでとこれから、これは多分皆さんのところにも入っているのかな。これを見ますと、杉並区民は自分たちの暮らしは自分たちで守るという住民自治の精神で、ここまではいいんですけれどもね。吉田はるみ衆議院議員、岸本聡子杉並区長を誕生させとっていて、昨年の区議選を戦ってきましたみたいな政治的なメッセージが書かれているんですよ。原発の話もあつたりとかしてあれですけれども。何か主催者の賛同している団体さんも、「政治をかえる8区の会」という話で、何かこれは結構自民党さんを批判している団体さんなんですね、ホームページを確認すると。これはいろんな主張があるので、いい、悪いはいろいろと受け取った方の感覚だと思うんですけれども、議員ポストというのは、基本的に私の理解では、理事者側から何か議員に対して連絡事項があった場合、最近メールとかで来ることが多いですけれども、紙媒体のものは議員ポストを使用するということになっていると思うんですけれども、こういうちょっと政治思想とか政治がかつたビラを入れ込むというのはどうなのかなど。これは、私的にはこれは左翼がかつたビラなんですけれども、これは右翼がかつたビラが入ると、また逆の方がいろいろ言ってくるんですけれども。これは、今後の使い方というのは少し検討したほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども。今現在

これはどうなんですか。チラシを受け取ったときというのは、事務局はどうなさっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

事務局次長 この件につきましては、今、安斉理事からお話しいただいたとおりに、以前はお預かりしたものを、区民からのものは入れていなかったんですけども、こちらについては令和3年3月12日の議運でお話し合いになりまして、それまでの取扱いを変えて、現在は申合せ事項の第5に、第11章その他で議員ポストの取扱いというのをそのとき議運で話し合われた内容が書かれております。それによって、今は区民からお預かりしたものを、区民が直接入れることはしないんですけども、事務局で預かって、中身は確認しないで入れるような取扱いに令和3年3月12日に変わっています。令和3年3月12日の議運で承認されて、申合せ事項がそのときから変わって、今は扱いが変わって、お預かりして事務局のほうでポストに入れるような、細かくどういうふうな場合は入れるというふうなのが決まっていますので、申合せ事項に基づいて事務局職員が対応しているような状況でございます。

安斉理事 預かったら、預かったものですから捨てちゃうわけにいかないということでポストに入れるんですけども、ちょっと令和3年ということで近いんですけども、もう1回この件を検討というか、私は話合いをしてどうするかということをもとめたほうが良いと思う。

ちょっと私も思っているのは、何かいろんなものがポストに入っちゃっていて、何が何だかわからないような、私も毎日来ているわけじゃないので。同じような手紙がいっぱい入っていると、少し何か精査をしないといけないのかなというふうにありますね。あとは、ペーパーレス化ということで、理事者側のほうも何かタブレットを入れて紙を少なくしようとか、議会もそういう方向で今動き始めているので、区民の方ももし必要であれば、逆にメールアドレスを教えているのでメールで送っていただくとか、何かいろいろ方法はあると思うので、無駄な紙を頂いてもごみ箱に捨てるだけになっちゃうので。それらも含めて、ちょっと1回議論をしていただきたい。今日は無理でしょうから、改めて時間を設定して議論していただくことを要望したいと思います。

以上です。

山田理事 さっきのポストの件なんですけれども、別に議論するという事はいいと思うんですけども、たしか令和3年のそのときも非常にいろんな議論をしたと思うんですね。結局、政治的な中身というのが、何が政治的なのかは全く判断できないというところで、もう機械的にどんどんポストに入れていくという形した経緯があったと思うんですね。だから、その点で言うと、では全部一律にポストに入るものをカットするかどうか

かというのは、非常に慎重に考えたほうがいいのかなどというふうには考えています。特に、そういった議論をそれなりにしてきてこの結論が導き出されているので。私たちは、私どもの会派なんかは、どんな立場の人が来たとしても、住民に対して開かれた議会という点では、直接入れられるのは困ってしまいますけれども、事務局が一旦お預かりをしてそれをポスティングするというのは、特に政治的な左だろうが右だろう関係なく、そういうものを入れる権利は住民にはあるのかなというふうには思っているところです。議論自体は、別に否定するものではないので。

以上です。

事務局長 その令和3年でしたか、それまで、なぜその議論になったかというのをちょっと当時の記録とか職員から聞いたところによりますと、この中の理事は御記憶の方もいらっしゃると思いますけれども、基本的にあのポストはもう議員と、それから元々区の職員だけが使うものだった。開かれた議会の一環としてみたいなどころもあったんでしょうが。ただ、基本的に一般の方は使用しないというルールにしていたので。そうすると、いろいろ議員に届けたいという方が事務局に持ってきて、事務局で断っていた。それが結構多くなってきていて、行けば議員に会えるんだなど、会えないんだ、じゃ、手紙をみたいな話になって。事務局で結構なトラブルが、いらした方と発生していたというのが一方であって、さてどうしましょうというところも一つの検討するきっかけになったというふうに聞いています。

ですから、今複数の理事おっしゃいましたけれども、これからどう使っていくかというのは、皆さんで御検討いただければよろしいかなと思いますけれども、いろんな経緯があって今がある、また時代も変わっていくので、その時々に応じて皆さんで御議論いただければなというふうに思います。

山田理事 本当にそのとおりで、当時かなり大変な議論をした覚えがあるんですね。そのときに、そういった点で規制をするものじゃないというような結論で、こうせざるを得ないというところに行き着いたので、ではそれをもう1回閉じるのかということの大変さというか、そういうことも考えたほうがいいのかなどというふうには思います。当時、私もいましたよね、その議論。いたと思うんですけども、大変な話がそこら中から来て、ではどうするんだという話でこの結論になっていて。特に、郵便で来る場合は入れるわけですね。というので、では何で郵便ではいいのに、これじゃ駄目なんだみたいな話もたしかあったように覚えています。何かそういうことも含めて、それなりにまだ最近議論した内容なのかなというのもありますので。議論すること自体は別に全く、参加しますけれどもね、それについては。

以上です。

吉田理事 では、これは一度皆さんでお考え、会派に持ち帰って考えていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 ほかに何かございますか。

川原口理事 ちょっと最近、議場とかで特定の人を侮辱するような発言、これは議場に限りず委員会室でもそうなんですけれども、そういったものが非常に多くなってきたような印象を受けていまして。例えば、副議長がすごい侮辱を受けたりとか、そういうことがあると、やっぱり看過できなくなってくるわけです。これは皆さんも同じだと、皆さんも自分の会派の議員が侮辱を受けるようなことを言われた場合には、それなりにどう対応しようとかいろいろ考えることもあるのかなと思うので、ちょっとあえて、一応確認のために、これは本当に一般論として一応確認しておきたいんですけれども、懲罰動議ってあるじゃないですか。その懲罰動議というのは、人を侮辱するような発言をした人が発言者の場合も、そうじゃなかった場合、議場に座っているいわゆる不規則発言の場合だったとしても適用されるのかどうか、そこをまず確認したいと思います。

事務局次長 2つありまして、まず、懲罰動議の話の前に、これは地方自治法と会議規則で定めがあるところですが、まず侮辱で言うと、侮辱に対する処置としましては、自治法133条のほうで「地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。」ということで、これは受けた議員ができるというふうな規定です。懲罰のほうは134条、これは自治法ですが、**「普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。」**というふうに定まっております。それで、**「懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。」**というふうな定めになっています。**「懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。」**というふうな自治法上では定めがございます。

会議規則のほうではどうかというと、111条で、**「懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない」、「前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない」となっています。**侮辱を受けた議員からの訴えも、同じように3日以内というふうな形で定まっているというか、行政実例では定めているようなところでございます。ちょっと違いがありますけれども。

川原口理事 今、2通りあると。侮辱を受けた本人が手続する場合と、第三者が手続する

場合とあると。その第三者が手続する場合は3日以内に議長に提出するという形になるわけですね。その提出された後はどういう流れになるんですか。

事務局次長 提出された後は、またこちらのほうは定めがありまして、「懲罰の動議が提出されたときは、議長はすみやかに会議に付さなければならない」というふうに定まっております。これは会議規則のほうで定まっております。その後、手続が「懲罰事犯の審査については、第96条の規定を準用する」ということで、「議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委員会において、議会又は委員会の同意を得て、自ら弁明し、又は他の議員をして代つて弁明させることができる」ということで、手続についてはまた会議規則のほうで定めがあるという形になっております。最終的には議決するような形になります。

川原口理事 その提出された動議に対して、議長が会議に付すとなっていますよね。その会議というのはどういう会議のことですか。

事務局次長 本会議でございます。

川原口理事 本会議ということですね。そこで議決が行われて、例えば可決された場合は、その後はどうなるんですか。

事務局次長 まず、懲罰は4種類ありますので、自治法上では公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、4番目が除名と。除名であれば、また人数が3分の2以上の議員が出席して、4分の3以上の採決というふうな、またちょっと定めが別になっていますので、それによって懲罰が決まるか決まらないかという形になろうかと思えます。

川原口理事 その4種類の懲罰がありますけれども、それはどうやって決めるんですか、どれを適用するかというのは。

事務局次長 懲罰委員会で審議をするというふうな形で、どういう処罰を求めるかというのを御提出いただいて、それに対して御本人からの弁明を受けてというふうな形になろうかなと思えます。

川原口理事 そこで懲罰が決まりました、戒告から除名まで4種類ありますけれども、それが決まったら、その懲罰の対象になる議員が、それを例えば受け入れないということもあるんでしょうか。受け入れるとか受け入れないとか、そういう問題じゃないということですか。

事務局次長 すみません、我々も実例がないので、それを受け入れなかった場合の手続はちょっと調べさせていただくような形になろうかなと思えます。

川原口理事 分かりました。それが分かったら、後で教えてもらえればと思います。

やっぱり何らかの形でちょっと歯どめをかけていかなくちやいけないなと思っていて、

場合によっては皆さんと議論する機会もあったほうがいいのかなとも思うし、例えば、どこまでが侮辱でどこからは侮辱じゃないのかとか、そういうことなんかはちょっと専門家とか弁護士とかに入ってもらわないと、判例とかを見たりとか、そういうのを見ないと分からないようなことも出てくるかもしれないので、そういうことも含めて、そういう検討する場の設置をちょっと考えたいなというふうに思っています。またそれは皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、一応今日はここまでで。

安斉理事 今の川原口理事のほうからいろいろ提案というか御質疑があったんですけども、それはやじのことを言っているんですかね。ちょっと具体的に私、今聞いていて、何を言っているのかなと分からなかったの。やじを指摘をして、それに対してということですか。

川原口理事 やじもそうだし、さっき言ったように発言者が登壇で発言している、その発言の内容も含めてです。

安斉理事 私の持論ですけども、不規則発言というのかな、やじ、総じて不規則発言ということになるんでしょうけれども、ここまでそういう話が出るのであれば、不規則発言禁止にしちゃったほうがいいんじゃないですか。懲罰を求めるとか何とか、それを一々、毎回毎回審査することになっちゃうので。やるなら、もう不規則発言は杉並区議会は一切禁止だと。傍聴人も含めて禁止ということに定めたほうが、私は、みんなそれに従わなかったらそれなりの罰を受けるということですから、そういうやり方をしないと、何か懲罰委員会を開いて不規則発言云々というのは、何かちょっと実効性に乏しいし、よく分からないなと思います。そこも含めて今後協議するのだったら審議をしていただきたいというふうに要望します。

吉田理事 では、今後また検討していくということによろしいでしょうか。

山田理事 ごく特定の議員の不規則発言がエスカレートしていると思うんですね、毎回毎回、回を追うごとに。そのときに、今までこの杉並区議会ですらそういうことはなかったわけで、そういう今までなかったことが起きてしまっている中で、今までそれなりに保たれてきたこの話合いの場というところをどこまで制限をかけてしまうのかというのは、私は慎重であるべきだと思います。だから、不規則発言とかを全てカットするというのはなくて、その議員に対してどういうことができるのかというふうな形での検討をしたほうがいいのかなというふうに思っているの。議論すること自体はやぶさかではないので、ぜひ検討していただきたいと思いたすけれども。

安斉理事 今、共産党のほうからそういう話が出たんですけども、細かい話はしませんけれども、共産党さんからいわれもない誹謗中傷をネット上で受けている会派もあるわ

けですよ。それに対して何の謝罪もない。そういったような話を、自分たちは全然、何て言うんですか、何も瑕疵がないような話で議論する云々とか言うことというのは、ちょっとひどいんじゃないかなと思いますよ。これは指摘しておきます。

吉田理事 では、よろしいですか。この件はまた議論していくということで。

松本（み）理事 今の懲罰だったりとか不規則発言に対するの対応にも通底してくるのだと思うんですけれども、やっぱりこの間いろんな先輩を中心とした議員の方々とお話をしていて、これまでであれば、常識とは言わないまでも、あうんの呼吸で、これはやっちゃいけないよねとか、こういうことはしっちゃいけないよねということが共通認識としてあったものによって議会が運営されてきたけれども、それがなかなか通用しなくなっているよねというような問題意識を、私も自分でも感じることもありますし、多くの先輩たちからもそういうお話が聞こえてくるようになってきています。

この懲罰をどうするかみたいな話のときに必ず出てくると思うんですけれども、まさにそういう暗黙知としてやってきたことについて、ある程度明文化していかないとさばけないということがこれから増えてくるんじゃないかなということを思っていて、以前も別の議論をしたときにも、やっぱりそういう基準もないのにその場その場の価値判断で物事を決めていくということには大いに問題があるんじゃないかというような御指摘があったかなと思うんですけれども、安斉理事からそういった御指摘があったことを記憶にとどめているんですけれども。そういったことで、これまでは議会内の常識みたいなことの中でさばいてきたことを明文化していくという非常に大変な作業になってきますけれども、そういったことにも踏み出していかないと、この間の諸問題はなかなか解決が難しいんじゃないかなと思っているところです。そういったことをしていくべきではないかという問題提起として発言させていただきます。

ひわき理事 私からも一言申し上げますけれども、安斉理事からは不規則発言全部を禁止みたいな、そういう御提案もありましたけれども、今話になっているのは、議会の品位を汚すような発言であるとか侮辱、そして私は非常に指摘しなければいけないのは、人権を侵害する発言が議会という場で行われているということ。侵害された人が議会の場でそういった発言があったということをどう受け止めるかということをやっぴり考えれば、議会運営の私たちのこれをどうしていくかというのは、一定のやはり責任があるかというふうに思っているの、そうした議論はしっかりとしていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

以上です。

吉田理事 ほかによろしいですか。

岩田理事 別件でよければ。今の議論の続きは皆さんよろしいですか。

吉田理事 今のでよろしいですか。では、これはまた話し合っ、ちょっと決めていくということでもよろしいでしょうか。

岩田理事 もう大分時間も来ましたので簡潔にしたいと思っておりますけれども、さきの区民生活委員会の時に、正副の協議が整わなかった案件——陳情4本のうちの1件ですけれども——が日程に議題として上げられたという件がございました。詳しいことは、もう当日私どもの会派の副委員長のほうから話しているので同じことは繰り返しませんけれども、やはりこれまでの議会運営、委員会運営を考えても、それぞれ考え方は違っても、何とか正副で折り合っ、円滑な議会運営、委員会運営になるように努めてきた、やってきたというふうに私は思っておりますので、やはり結果的に委員長の、議事整理権が最終的に委員長にあるということは重々承知の上でなんですけれども、協議が整わない状況で議題、日程に上がったというのは率直に残念に思いますし、また今後の、本日もいろいろ話題になっておりますけれども、議会運営、委員会運営に不安が残るということについては、ちょっと改めてこの場でも私のほうから申し上げさせていただきたいと思っておりますので、一言申し上げさせていただきます。

以上です。

ひわき理事 この件に関してちょっと事務局のほうに確認したいんですが、陳情の審査の
手続というか手順、どうするかという手順は規定上どうなっているのか。もう1点、正副委員長の役割について規定上どうなっているのか、そこの2点確認しておきます。

事務局次長 まず、会議規則上は、会議規則第56条で「委員会を招集しようとするときは、委員長はあらかじめ委員会の日時・場所・事件その他必要事項を記載した通知書を議長に提出しなければならない」というふうな定めになっております。事件というのは議題、議案、請願、陳情、報告などのことを指すと思っておりますけれども——と定まっております。

また、委員長と副委員長の関係ですけれども、こちらにつきましては委員会条例で「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う」というふうな定めがございます。

以上でございます。

ひわき理事 今ちょっと確認しましたけれども、事件、そこには陳情も含まれると。その議事整理権という形で議長に提出するのが委員長の職務として規定されているということだと思います。

ただ一方で、やはり私、今回区民生活委員長ということで陳情審査をする判断に至っ

た経緯を簡単に御説明申し上げますが、それぞれ副委員長と私、委員長の考え方に違いがあったなというふうに率直に思っております。それぞれの考え方は尊重すべきものであるというふうに思っています。私で言えば、もちろん陳情審査あるいは請願は、日本国憲法16条に規定されている住民の意見の政治に反映するための保障されている権利ですので、それを速やかに審査するというのが議会の務めだというふうに受け止めております。副委員長はまた違ったお考えだったと思います。その間、ずっと2人で協議をしてきましたけれども、なかなか折り合いがつかなかったのは、これは事実でございます。ただ一方で、委員会の期日が迫る中、しっかり判断をしなければいけないという中で、私は委員長として全ての委員に、一応この陳情審査をするべきかどうか意向を伺いまして、総合的に判断して、委員長として陳情審査をするに至ったということでございます。なので、独断でというような、そういう御指摘はちょっと違うのではないかなというふうに述べさせていただきます。

あと、委員長として、やはり副委員長が審査中に退席なされていたこと自体は、私、委員長としては、委員会を運営するに当たって、やはり隣にいていただきたかったなというふうに思っております。

以上です。

岩田理事 まず、これが間違っていたらまた訂正してほしいんですけども、憲法にあったのは請願だけですよね、恐らく。請願はたしか憲法に書いてあったと思っております。あと、今ひわき理事のほうから全委員に確認してということも、これも私は副委員長のほうから聞いている情報ですけども、委員長が全委員に聞いて回ったというのはその後報告では受けておりますけれども、いや、それを回るといっても聞いていなかったしということもあるし、あと、結局その場に副委員長も私もいなかったのだから分らないんですけど、どういう聞き方で聞かれたんだろうというところに対しても結局分らないので、副委員長、そして私どもの端的に言えば議決責任というところで、このタイミングではないだろうというところが私どもの考えだったんですけども。そういったこともしっかりと伝わった上で各委員の判断だったのかとか、そういったところにも私どもでは何とも分らないので、そういったところで結局、ひわき理事もおっしゃったように、最終的に委員長に議事整理権があるということは私どもも重々承知をしています。ただ、その上で、やはりこの先の委員会運営、議会運営を考えていく上でも、何とか正副で同意できるところで進めていただきたかったなというのが、今回を受けての私どもの思いです。

以上です。

安齊理事 　　うちは区民生活に委員を派遣していないので、当日の内容はうちの会派の人間も誰一人参加していませんので詳細は分かりませんが、私もモニターでちょっと聞いていて何か異変が起こったなというのは察知しました。これはよく分からないのは、正副でいろいろやり取りしている中で、副委員長の言い分というのは、代表質問で、これは岸本さんにこの件を問うたのかな。そこで、今後の見直し過程で区民調査の検討がされるということで御発言があったようなんです。私はそれをちょっと覚えていないんだけど、そういう発言がありましたと。また、当区では、これは皆さん知ってのとおり、男女共同参画課長に専門的知見のある方を入れますということで、この間何か人事通知が、内示なのかな、出ていましたけれども、そういった状況もあると。見直しを今後していくんだよということは条例をつくったときから言っていて、その時期がもう少ししばらくすると来るといったような話は、前期から議員をやっている方は知っているわけでありませぬ。それと、あとは今日現在なんですか、この関連する陳情でまた出されているやに聞いていましませぬ。拙速に、何というんですか、憲法がどうのこうのとかそういう話もされていましませぬけれども、区長もそういう表明をしているとか、専門委員が決めるという、こういうのがあって、わざわざそれを何かごり押しでやるというのは、ちょっと私は聞いていると何か単なる委員長のパフォーマンスにしか思えないんだけど、そこはどうなんですかね、ちょっと聞きたいんだけど。

ひわき理事 　　先ほど岩田理事から御指摘ありました。確かに憲法は請願を規定していましませぬ陳情という文字は入っておりませぬが、請願と同じように扱われてきたというふうな認識でありますし、そういうふうに行われてきたと思えます。

　　今、安齊理事から、区のこの制度の進め方、見直しの中で今後進めていくという、そういうスケジュールが見えているというふうにおっしゃいましたけれども、それはあくまで区の進め方であって、都度、区のほうから議会に進めていく中で意見が投げかけられたら、議会でやはり議論をすべきだと思いますが、一方で、陳情者の方の思いというのは、区の制度の見直しのスケジュールの話ではないので、その陳情者の陳情の真意を受けて、このタイミングで審査すべきだという判断というのは、合理的であるだろうなというふうに見解を持っております。

安齊理事 　　これは、陳情者の方が別に急いでいるという話じゃないと私は聞いていますよ。だから、ある意味では、それは陳情者の人はそんなに急いでもらわなくてもいいというふうには思っているのに、委員長が強引に、私が総合的に見るとですけれども、何か自分のパフォーマンス、また、ほかにも何かこれを一生懸命主導している議員の方がいて、うちの会派にも挨拶に来たけれども、何かそういった特定の議員の方のパフォーマンス

のために私はやったんじゃないかなというふうに思わざるを得ませんよ。だから、そういうことはやっぱりよくないし、藤本副委員長も言っていたのは、ひわき委員長が独断で行使されると民主主義の本旨から乖離した運営と言わざるを得ずというふうに、これを言っているんだけどね。これは政策判断以前の問題だというふうに思いますよ。要らぬ分断を起こすんじゃないかというふうに退席するときに言っているんだけど、まさしくここでこういう議論をしているということは要らぬ分断が発生しちゃっているというわけでね。そこをもうちょっと委員長として、御自身が委員長の職務を全うしたい、すぐやるんだというのは分かるんだけど、もうちょっと寛容になっていただいて、副委員長と話をしっかりしていただければ、こういった問題にならなかったのじゃないかなと思うんだけど、そこに対する反省というのは一切ないですかね。

ひわき理事 御指摘ありがとうございます。もちろん副委員長と委員長で合意を取る努力というのは必要だと思いますし、この間、時間をかけて、日数をかけて話し合った上で、総合的に他の委員の御意見も尊重しつつ決めたという形であるので、決してパフォーマンスでもありませんし、そもそも、もしその場にいらっしゃったら陳情者の方のお話が多分安斉さんにも聞いていただけたのかもしれないと思うんですが、陳情者の方は、ゆっくり進めてほしいとかそういうような御発言ではなく、やはり早く進めてほしいといったような意向を持っておられたというふうに——休憩中のね——私は受け止めました。

山田理事 ちょっともう時間もないので、結構陳情の中身とかの議論が始まってしまっているんで、少し状況を整理したほうがいいのかなというふうに思っています。

確かに委員長、副委員長というのがしっかりと話し合いをしながら陳情審査するかどうかを決めるというのはすごく大事なプロセスだと思うんですけど、私も長くこの間陳情審査率を上げてくれということをいろいろ皆さんで話合うちで、委員長のリーダーシップで進めたり、委員長の権限でということは先ほど岩田さんも委員長職権でということをしていましたので、それについてはもう、今までの杉並区議会のルールでそういうふうにやっているものだと思うんですね。その点で言うと、ひわきさんのプロセスについて、副委員長は納得がいかないという思いもあるのかもしれないけれども、それについて私も歴代副委員長をやった経験は少ないですけど、そういう委員長もいましたから。そういう陳情の中身云々じゃなくて、この今までのプロセスというところで言うと、私はこれは速やかに審査をする、陳情というものは各委員会にかけられたら速やかに審査をするということが、これまで私たちが取り組んできたことですし、さらにひわきさんに言いたいのは、新たな陳情が出ているんだったら、閉会中の審査も含めて

審査をすればいいというふうに私は思いますので、その点だけちょっと話をして、もうこの時間ですので、ちょっと中身についてああだこうだというのはもうやめた方がいいと思います。

以上です。

松本（み）理事 先ほど不規則発言の議論のときにも、これまで暗黙知だったことをやっぱり明文化していく必要があるのじゃないかということをお願いしましたがけれども、まさに、さきの区民生活委員会における陳情審査の場面も念頭に置きながら発言していたものでしたということもちょっと補足させていただきたいなと思っています。

いずれにせよ、これだけ陳情を常任委員会でたくさん審査するというのも、ここ最近の新しい傾向ですし、やはりそうやってきたときに正副で陳情審査すべきかどうかということが折り合わない場面というのは、この先もあり得るんだろうなということを感じています。そういったときに、委員長の議事整理権でという意思決定に対して、これだけ異論が出ているということもやっぱり受け止めなきゃいけないかなと思っているんですね。

そういったときに、やはり条文上は委員長に議事整理権なんだけれどもというところをこれまで杉並区議会は申合せの中で補ってきていると思うので、そういった面ではこれまであまり問題になってこなかったマナー的な部分について、ある程度熟議をもって決めていくということが今必要になってきているのじゃないかということの問題提起したいなと思っています。

以上です。

岩田理事 もう時間があれで、議運や本会議を遅らせる気は全くありませんので。

いろいろあるんですけれども、最終的に議事整理権が委員会に関して言えば委員長が持っているというところはもちろんそうなんですけど、なぜ事前打合せを正副でやるのかといえば、正副で協力して当たっていくためだと思っていますし、この1年の区民生活委員会でも、2定、4定、あと今回も4本中3本については委員長の意向を尊重して実際に区民生活委員会で取り上げられたかと思います。ですので、やはり基本的には正副委員長で協議をして、お互いに折り合って協力して委員会運営をしていくというところの思いは、私どもはそういうものだというふうに思っております。そのことだけ一言言わせていただきます。

吉田理事 では、よろしいでしょうか。時間も時間でございますので。

では、ほかにございませぬね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会といたします。

(午後 1時39分 閉会)